

第1回医事関係訴訟委員会決議事項

議事の公開の取扱いについて

会議については、自由で活発な意見交換をしてもらうことや、具体的な事件についての議論がされることがあることから、一般の傍聴を認めない。

議事録は作成しないが、議事要旨を作成する。

議事要旨については、発言者名を明記せず、具体的な事件については事件が特定できないように仮名にする等の処理をした上、事務局の責任において作成し、委員長及び必要に応じて発言者の了承を得る。

議事要旨について関係者や報道機関等から請求があった場合は、提供する。